

参考資料

都市計画公園による制限について

事 項	内 容
許容建築面積	通常建ぺい率 : 2 % 特例建ぺい率 : 10 % (休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設等が該当) 最大: 12 % (通常建ぺい率 + 特例建ぺい率)
設置できる施設	都市公園の効用を全うするための施設 ・園路及び広場 ・植栽、花壇、噴水その他の修景施設 ・休憩所、ベンチその他の休養施設 ・ふらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設 ・野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設 ・植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設 ・売店、駐車場、便所その他の便益施設 ・門、さく、管理事務所その他の管理施設 ・その他政令で定めるもの (展望台、集会所、災害応急対応施設)
公園施設に関する制限	運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50 %を超えてはならない